

公立大学法人宮崎公立大学職員の職務発明等に関する規程

平成23年4月1日

規程第110号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則第100条の規定に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「大学」という。）に勤務する職員が行った発明、考案及び意匠の創作の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 大学に常時勤務する教員及び事務職員をいう。
- (2) 職務発明 職員が行った発明（退職した職員が在職中に完成したものを含む。）であって、その内容が当該職員の所属した教育研究組織の範囲に属し、かつ、当該発明に至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (3) 所属長 教員においては学部長、事務職員においては事務局長をいう。

(権利の帰属)

第3条 大学は、職務発明について、この規程の定めるところにより特許を受ける権利又は特許権を承継することができる。

(職務発明委員会)

第4条 理事長は、次に掲げる事項を審議するため、宮崎公立大学職務発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 第7条の規定による職務発明の認定及び特許を受ける権利又は特許権の承継の決定に関すること。
- (2) 第8条の規定による職務発明でない発明に係る特許を受ける権利又は特許権の承継の決定に関すること。
- (3) 第9条第1項の規定による特許出願に関すること。
- (4) 第9条第2項のただし書きの規定による特許出願の認定に関すること。
- (5) 第10条の規定による出願審査の請求に関すること。
- (6) 第11条の規定による評価審査に関すること。
- (7) 第12条の規定による特許権の放棄に関すること。
- (8) 第16条の規定による実施補償金の決定に関すること。
- (9) 第19条の規定による不服の申立ての決定に関すること。
- (10) その他理事長が必要と認める事項。

(委員会の組織)

第5条 委員会は委員長及び委員で構成する。

2 委員長及び委員は理事長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議を招集し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員会は、審議のために必要があると認めるときは、当該発明をした職員（以下「発明者」という。）その他の専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を徴することができる。

(届出義務)

第6条 職員がその職務に関連して発明に至ったときは、発明者は、次に掲げる書類を添え、発明届（様式第1号）を速やかに所属長を経由し理事長に提出しなければならない。

- (1) 発明の内容を詳述した書面及び図面
- (2) 発明をするに至った経過を詳述した書面
- (3) 発明が2人以上の職員の共同又は職員以外の者との共同によりなされたものであるときは、当該発明に対する権利の持分の割合及びその根拠を記載した書面

(届出に対する認定及び決定)

第7条 理事長は、前条第1項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、当該発明について大学が特許を受ける権利又は特許権を承継するかどうかの決定をしなければならない。

(職務発明でない発明)

第8条 理事長は、前条の規定により職務発明でないとして認定した発明について、発明者から申出があったときは、当該発明について大学が特許を受ける権利又は特許権を承継するかどうかの決定をすることができる。

(特許の出願)

第9条 理事長は、前2条の規定により大学が特許を受ける権利を承継すると決定したときは、速やかに大学が特許出願するか譲渡するか決定しなければならない。ただし、次項ただし書きの規定により発明者が特許出願を行ったときは、この限りでない。

2 発明者は、理事長が前2条の規定により職務発明でないとして認定し、又は当該発明について大学が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、特許出願を行ってはならない。ただし、理事長が緊急に特許出願を行う必要があると認めたときは、この限りでない。

3 発明者は、前項ただし書きの規定により特許出願を行ったときは、当該特許出願に関する書類の写しを添え、直ちに個人特許出願届(様式第2号)を、所属長を経由して理事長に提出しなければならない。

(出願審査の請求)

第10条 理事長は、前条の規定により特許出願を行った特許について、委員会の審査により審査請求期間内に審査請求の適否及び審査請求前の譲渡等の方針を決定しなければならない。

2 理事長は、審査請求が適当であると認めた特許については速やかに審査請求するものとする。

3 理事長は、審査請求を行わないこと及び審査請求前の譲渡を決定した特許については発明者にその旨通知し、譲渡先が決定していない特許で発明者から譲渡を受けたい旨の申し出があった場合には発明者に無償で譲渡する。

(維持管理中の特許評価)

第11条 理事長は、維持管理中の特許権について、定期的に当該特許に係る評価審査を行うものとする。

2 理事長は、第1項の規定による評価審査に基づき、当該特許権について引き続き法人が承継するかどうかを決定し、法人が承継しない場合には前条3項を準用する。この場合において、前条第3項中「審査請求」を「登録料の納付の手続」と読み替えるものとする。

(権利の放棄)

第12条 理事長は、この規程により取得した特許権について維持する必要がないと認めるときは、当該特許権を放棄することができる。

(第三者への権利譲渡等の制限)

第13条 発明者は、理事長が第7条又は第8条の規定により、職務発明でないとして認定し、又は大学が特許を受ける権利若しくは特許権を承継しないと決定するまでは、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 特許を受ける権利又は特許権を第三者に譲渡すること。

(2) 第三者のために専用実施権又は通常実施権を設定すること。

(特許を受ける権利の譲渡義務)

第14条 発明者は、理事長が第7条又は第8条の規定により大学が特許を受ける権利又は特許権を承継する決定をしたときは、遅滞なく譲渡証書(様式第3号)を理事長に提出し、特許を受ける権利又は特許権を大学に譲渡しなければならない。

(登録補償金の支払)

第15条 理事長は、第9条第1項本文の規定により特許出願をした発明について大学が特許権を取得したとき、又は第14条の規定により法人が特許権を取得したときは、当該特許権に係る発明者に対し、登録補償金として権利1件につき2万円を支払うものとする。

(実施補償金の支払)

第16条 理事長は、第14条の規定により大学が取得した特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得たときは、毎会計年度の収入実績に応じ、翌年度の5月31日までに次の各号に掲げるところにより、当該発明者に対して支払うべき実施補償金の額を決定し、当該発明者にその額を支払うものとする。

(1) 大学が当該特許を受ける権利又は特許権の運用により収入を得たときは、その収入額を次の表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

100万円以下の部分	100分の50
100万円を超える部分	100分の25

(2) 大学が当該特許を受ける権利又は特許権を譲渡したときは、その代金の100分の50以内の金額

2 理事長は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、発明者と協議のうえ、別に実施補償金の額を決定し、当該発明者に支払うことができる。

(発明者の負担した出願費用等の支払)

第17条 理事長は、第14条の規定により特許を受ける権利又は特許権を譲り受けた場合において、発明者が既に特許に要する費用を支出したときは、発明者の申請により当該費用を発明者に支払うものとする。

2 前項の申請をしようとする発明者は、出願費用等支払申請書(様式第4号)に当該費用の支出を証明する書類を添え、理事長に提出しなければならない。

(通知)

第18条 理事長は、第7条若しくは第8条の規定による認定若しくは決定を行ったとき、又は第16条の実施補償金の支払の決定を行ったときは、当該発明者に対し、速やかにその旨を文書で通知しなければならない。

(不服の申立て)

第19条 発明者は、その発明に係る第7条の規定による認定若しくは決定又は第16条の実施補償金の額の決定に関して不服があるときは、前条の通知を受けた日から30日以内に、理事長に対し不服申立書(様式第5号)をもって不服の申立てをすることができる。

2 理事長は、前項の申立てを受けたときは、申立てに対する決定を行い、当該不服の申立てを受けた日から60日以内に、その結果を当該申立人に通知しなければならない。

(共同開発者に対する補償)

第20条 第15条及び第16条の規定による補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、補償金は、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職又は死亡したときの補償金の支払)

第21条 第15条及び第16条の規定による補償金並びに第16条の規定による出願費用等の支払を受ける権利は、発明者が退職した後も存続するものとし、発明者が死亡したときは、その相続人がその権利を承継するものとする。

(秘密の保持)

第22条 発明者、委員会、審査会の委員その他関係者は、発明の内容その他発明者及び大学の利害に関係のある事項について、出願公告等で公知となった情報を除いて、その秘密を守らなければならない。

(発明者起業における扱い)

第23条 理事長は、発明者が自らの発明を活用して成果の普及を図る場合、第10条第

1項に準じて、当該発明の取扱いの方針を決定するものとする。この場合「審査請求の適否」は「優先実施許諾」に「審査請求前の譲渡等」は「発明者等への譲渡」に読み代えるものとする。

(考案及び意匠の創作の準用)

第24条 第2条から前条までの規定は、考案及び意匠の創作について準用する。この場合において、第15条中「2万円」とあるものは、「5千円」と読み替えるものとする。

(その他)

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

発 明 届

公立大学法人宮崎公立大学理事長 様

所 属
職氏名

印

下記の発明を行いましたので、公立大学法人宮崎公立大学職員の職務発明等に関する規程第 6 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 発明の名称
- 2 発明の概要

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

公立大学法人宮崎公立大学理事長 様

所 属
職氏名

印

個 人 特 許 出 願 届

下記の発明について、公立大学法人宮崎公立大学職員の職務発明等に関する規程第 9 条第 1 項ただし書の規定に基づき発明者の名義で特許出願を行いましたので、同条第 3 項の規定により特許出願に関する書類の写しを添えて届け出ます。

記

- 1 発明の名称
- 2 出願年月日
- 3 出願番号
- 4 緊急に出願を行った理由

備考 共同発明であるときは、共同発明者の所属、職、氏名を連記すること。

様式第3号（第14条関係）

年 月 日

公立大学法人宮崎公立大学理事長 様

所 属
職氏名

印

譲 渡 証 書

下記の発明に係る特許を受ける権利（特許権）を公立大学法人宮崎公立大学職員の職務発明等に関する規程第14条の規定により関係書類を添えて、公立大学法人宮崎公立大学に譲渡します。

記

- 1 発明の名称
- 2 出願年月日
- 3 出願（登録）番号

様式第4号（第17条関係）

年 月 日

公立大学法人宮崎公立大学理事長 様

所 属
職氏名

印

出 願 費 用 等 支 払 申 請 書

特許を受ける権利（特許権）を公立大学法人宮崎公立大学に譲渡した下記の発明に係る特許出願（及び特許権設定の登録）に要した費用の支払いを受けたいので、公立大学法人宮崎公立大学職員の職務発明等に関する規程第17条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 発 明 の 名 称

2 出 願 年 月 日

3 出願（登録）番号

4 金 円
内 訳

様式第 5 号（第 19 条関係）

年 月 日

公立大学法人宮崎公立大学理事長 様

所 属
職氏名

印

不 服 申 立 書

年 月 日付 第 号の決定通知を受領しましたが、下記の理由のとおり
不服がありますので、公立大学法人宮崎公立大学職員の職務発明等に関する規程第 19 条
第 1 項の規定により不服の申立てをいたします。

記

- 1 発明の名称
- 2 通知を受けた年月日
- 3 不服申立ての理由

備考 不服申立てに係る決定通知書の写しを添付すること。